

緑区地域課題チャレンジ提案事業実施要綱

制定 緑地振第 50 号 平成 17 年 5 月 1 日
最近改正 緑地振第 1677 号 令和 5 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、緑区地域課題チャレンジ提案事業(以下「チャレンジ事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(提案の種類、提案主体の要件及び提案数)

第 2 条 提案の種類は、次のとおりとする。また、提案主体の要件は、緑区内で主たる活動を行う団体(ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、公益法人、自治会、企業等)で、かつ、提案の種類ごとに次の要件を満たすものとする。なお、提案数は、1 団体につき 1 つまでとする。

(1) 脱炭素化推進コース

2 人以上の会員で組織しており、脱炭素化に寄与する活動を行う団体であること。

(2) チャレンジコース

5 人以上の会員で組織しており、組織の運営に関する規則(規約、会則等)があること。

2 次の各号に掲げる団体又は団体と連携して実施する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、事業提案の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(対象事業)

第 3 条 対象となるチャレンジ事業は、緑区の地域課題解決のために団体が主体的に行う公益事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

(1) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(2) 政治・宗教・選挙活動

(3) 事業実施を伴わない調査・研究事業

(4) 地区住民・会員間の交流行事等の親睦的な活動

(5) 同一の事業内容で市・緑区から既に助成を受けている事業

(事業期間)

第 4 条 事業期間は、次のとおりとする。

(1) 脱炭素化推進コース

単年度とする。

(2) チャレンジコース

単年度を原則とする。ただし、事業を継続して実施する場合は、3年間を限度とする。

- 2 前項ただし書きに該当する場合においては、毎年度、第5条第1項に規定する書類を区長に提出するものとする。

(チャレンジ事業提案)

第5条 チャレンジ事業を提案しようとする団体(以下「提案団体」という。)は、次に掲げる書類を、別に指定された期日までに区長に提案するものとする。

- (1) 緑区地域課題チャレンジ提案事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 緑区地域課題チャレンジ提案事業計画書(第2号様式)
- (3) 緑区地域課題チャレンジ提案事業収支予算書(第3号様式)
- (4) 緑区地域課題チャレンジ提案事業団体概要書(第4号様式)
- (5) 団体の定款、規約、会則等
- (6) 役員、会員名簿

- 2 チャレンジ事業提案を脱炭素化推進コースで行う場合は、前項第4号から第6号までの書類の提出を省くことができる。

(審査)

第6条 区長は、前条の規定により提出されたチャレンジ事業提案がチャレンジ事業に適するかどうかを検討するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会は、別表に掲げる者で構成し、審査委員会の委員長は副区長、副委員長は福祉保健センター担当部長とし、委員長に事故ある時又は欠けた時は副委員長がその職務を代理する。
- 3 審査委員会の審議事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) チャレンジ事業の認定に関する審査
 - (2) 補助金交付対象事業の認定に関する審査
 - (3) その他審査に必要な事項

4 審査委員会における審査方法は、ヒアリング(以下「ヒアリング審査」という。)によるものとする。なお、ヒアリング審査に参加しない団体のチャレンジ事業提案は、審査の対象外になるものとする。

ただし、チャレンジコースにおいて、事業を継続して実施する場合、2年目以降の事業提案については、事業内容及び効果等が明確である場合は、書面による審査に代えられるものとする。

- 5 審査委員会は、必要に応じて委員長が召集し、議長となる。
- 6 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 会議の議事は、過半数で決し、可否同数の時は委員長がこれを決する。
- 8 審査委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め

意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(補足資料の提出等)

第7条 区長は、チャレンジ事業提案の内容を明確にするため、審査対象となった団体に対して補足資料の提出等を求めることができるものとする。

(区長への報告)

第8条 審査委員会は、審査対象となった団体と区長(関係する部署)との協議及び調整後のチャレンジ事業提案について総合的に審査し、審査結果をとりまとめ、区長へ報告するものとする。

(区長の検討結果)

第9条 区長は、審査委員会からの報告に基づき事業実施の可否について検討し、検討結果を審査対象となった団体に通知するものとする。

(区の支援内容)

第10条 前条の規定により事業実施の対象となった団体(以下「チャレンジ事業実施団体」という。)に対し、区長は、必要に応じて次の支援を行うものとする。

- (1) 事業実施に関する助言及び相談対応
- (2) 事業の広報に関する支援
- (3) その他区長が事業実施に必要と認めた支援

(チャレンジ事業実施団体の制限)

第11条 令和4年度以降に新たな事業を開始するチャレンジ事業実施団体は、事業を継続して実施する場合を除き、再び同一コースのチャレンジ事業実施団体となることはできない。

(緑区の経費補助等)

第12条 緑区はチャレンジ事業の経費の一部を補助することができるものとする。

2 経費補助にかかる詳細については、緑区地域課題チャレンジ提案事業補助金交付要綱の定めによる。

(変更等)

第13条 チャレンジ事業実施団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに区長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第14条 区長は、当該事業の状況報告の聴取及び調査を必要に応じて行うことができる。

(実績報告)

第15条 チャレンジ事業実施団体は、対象事業が完了したときは、事業完了後、速やかに緑区地域課題チャレンジ提案事業実績報告書(第6号様式)、緑区地域課題チャレンジ事業実施報告書(第7号様式)及び緑区地域課題チャレンジ提案事業収支決算書(第8号様式)等の添付書類を添え区長に提出しなければならない。

(情報公開等)

第16条 第5条の規定により提出された提案について、当該事業の概要を公開することができるものとする。

2 選考された事業については、当該事業の概要及び当該事業を提案した団体の名称等について公開するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、平成18年2月6日から施行する。

(施行期日)

3 この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

(施行期日)

5 この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

(施行期日)

6 この要綱は、平成24年12月7日から施行する。

(施行期日)

7 この要綱は、平成25年12月6日から施行する。

(施行期日)

8 この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

(施行期日)

9 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

10 この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

(施行期日)

11 この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

(施行期日)

12 この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

(施行期日)

13 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

別表 審査委員会（第6条）

委員長	副区長
副委員長	福祉保健センター担当部長
	総務課長
	区政推進課長
	福祉保健課長